

付録 7

昭和50年度において講じようと
する公害防止に関する主要施策

目 次

第1章 基本的施策	471
第1節 大阪府公害防止条例の改正等.....	471
第2節 大阪府環境管理計画の進行管理.....	471
第3節 公害現況等調査の実施.....	471
第4節 土地利用の適正化に関する施策.....	472
1 工場の適正分散及び集団化の促進.....	472
2 土地利用における公害防止の配慮.....	473
3 土地利用調査の実施.....	473
第2章 公害防止の諸施策.....	474
第1節 大気汚染対策.....	474
1 法律・条例に基づく規制.....	474
2 大気清浄化計画の策定及びその推進.....	474
3 光化学スモッグ対策の推進.....	475
4 大気汚染の常時監視及び緊急時措置.....	475
第2節 水質汚濁対策.....	476
1 法律・条例に基づく規制.....	476
2 水質汚濁負荷量削減計画の推進.....	476
3 水質汚濁の常時監視.....	477
4 下水道整備の実施.....	477
5 河川浄化事業の実施.....	477
6 河川の管理等.....	477
7 河川環境の整備.....	477
8 港湾環境の整備.....	478
第3節 騒音・振動対策.....	478
第4節 自動車公害対策.....	478
1 総合都市交通体系調査の実施.....	478

2 街路交通情勢調査の実施	478
3 自動車排出ガス対策の推進	478
4 騒音・振動調査の実施	479
第5節 航空機公害対策	479
1 大阪国際空港航空機公害対策の推進	479
2 大阪国際空港周辺整備機構への助成	480
3 大阪国際空港周辺整備計画の実施のための調査	480
第6節 地盤沈下対策	480
1 法律・条例に基づく規制	480
2 地盤沈下状況の調査の実施	480
3 代替水の供給及び受水施設整備に対する助成	480
4 都市河川地盤沈下対策の実施	481
第7節 廃棄物処理対策	481
1 産業廃棄物処理対策	481
2 一般廃棄物処理対策	481
第8節 農林・水産・畜産公害対策	482
1 農林・水産・畜産公害施策の実施	482
2 農業用水及び土壤汚染対策の実施	482
第9節 自然環境保全対策	482
1 法律・条例に基づく規制等	482
2 自然環境保全対策	483
第10節 環境保健対策	483
1 健康被害に関する調査研究の実施	483
2 保健所における公害関連業務の実施	484
3 公害健康被害補償法の施行等	485
第11節 公害防止のための助成	485
1 中小企業者に対する公害防止資金の融資	485
2 市町村の公害防止行政等に対する助成	486
3 中小企業における公害防止技術の研究に対する助成	486

第12節 公害防止技術の開発及び指導	486
1 公害防止技術の開発等	486
2 公害防止技術の相談・指導	487
3 公害防止技術者の養成	487
第13節 公害の監視・検査・分析・研究体制の拡充	487
1 公害監視センター検査・分析機能の充実	487
2 環境科学センター（仮称）の設立準備等	487
第14節 その他の公害防止対策	488
1 公害に関する苦情・相談の処理	488
2 大阪府公害審査会の運営	488
3 公害モニター制度の運営	488
4 公害防止管理者等に係る業務の運営	488
5 環境計量証明事業及び環境計量士の登録事務の実施	488
6 公害防止に関する知識の普及	489
付録 昭和50年度公害関係予算（関連事業を含む）一覧	490

第1章 基本的施策

第1節 大阪府公害防止条例の改正等

公害発生源工場、事業場に対する監視、規制、指導については、大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）及び同施行規則（昭和46年大阪府規則第55号）等に基づいて積極的に推進しているところであるが、国における環境基準の改訂、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の改正、その他関係法令の動向を考慮しつつ、大阪府環境管理計画の早期達成を図るため、条例及び同施行規則等の内容について必要な改正を行う。

なお、条例の改正については、大阪府公害対策審議会の答申を待って改正作業を行う。

第2節 大阪府環境管理計画の進行管理

大阪府公害防止条例第9条の規定に基づき、昭和48年9月に策定した大阪府環境管理計画の目標を達成するため、次の事務を行い、その進行管理に努める。

- (1) 計画に盛り込まれた諸種の公害対策事業及び公害対策関連事業の進行状況をは握するなど、計画の適切かつ円滑な実施を図る。
- (2) 新環境基準の設定等諸情勢の変化に対応して、計画の見直しに必要な基礎資料の収集整備を行う。

第3節 公害現況等調査の実施

公害対策を推進するためには、公害の現況及び公害発生源の動向を経年的には握する必要があるので、本年度も次の諸調査を実施する。

- (1) いおう酸化物による大気汚染の地域別状況をは握するため、昭和42年度から実施している二酸化鉛法による測定を引き続き実施する（本年度の測定点は283

地点、うち大阪市内85地点、堺市内19地点及び高石市内3地点は各市が実施)。

- (2) 降下ばいじん(不溶解性のもの)による大気汚染の地域別状況をは握するため、昭和45年度から実施しているゲストジャー方式による測定を引き続き実施する(本年度の測定点は280地点)。
- (3) 浮遊ふんじんによる大気汚染の実態をは握するため、昭和43年度から実施している浮遊ふんじんの総量及び成分(主として重金属)について測定分析を引き続き実施する(本年度の測定点は17地点、うち大阪市内の2地点は大阪市が実施)。

また、人の健康に影響を与えると考えられる浮遊粒子状物質(大気中に浮遊する粒径10ミクロン以下の粒子状物質)の測定を前年度に引き続き実施する(本年度の測定点は6地点)。

- (4) 工場、事業場における燃料使用状況及び亜硫酸ガス等の大気汚染物質の排出量等の実態をは握するため、昭和42年度分から実施しているアンケート方式による燃料使用状況等の実態調査を引き続き実施する

なお、本年度の調査対象工場、事業場数は約2,200である(大阪市内分については、大阪市が分担して実施)。

第4節 土地利用の適正化に関する施策

1 工場の適正分散及び集団化の促進

工場と住宅が混在しているため発生する公害の抜本的解決策として、次のように工場の適正分散及び集団化を促進する。

- (1) 公害防止事業団の資金を活用して共同公害防止施設、共同利用建物、工場移転用地、共同福利施設等建設事業を促進する。
- (2) 市町村又はその開発公社が公害防止のための工業団地造成用地を先行取得し、又は工場移転跡地を買い上げる場合、これらの事業に必要な資金を財團法人大阪府都市整備協会等を通じて当該市町村又はその開発公社へ貸し付ける。

2 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定に当たっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

3 土地利用調査の実施

府下各地域ごとの特性をは握し、都市発展の動向に適確に対応し、合理的な都市計画を推進するため、本年度は、土地利用調査の継続と、電子計算機処理システムの具体的な利用面の開発を進める。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法及び大阪府公害防止条例並びに大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号）に基づき、硫黄酸化物、ばいじん、その他の汚染物質の排出規制について関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

特に、硫黄酸化物については、大気汚染防止法に基づく総量規制が実施されるので、シュミレーション結果に基づき、削減計画を策定するとともに、対象工場に対して規制を実施する。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制は、市町村長に委任されているので、関係市町村に対する指導の徹底を図り、工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

2 大気清浄化計画の策定及びその推進

大阪府環境管理計画に示された目標のうち、窒素酸化物を中心として、硫黄酸化物、ばいじん、炭化水素などの大気汚染物質に係る削減目標値を達成するため、大気清浄化計画を策定し、次のような対策を推進する。

- (1) 窒素酸化物対策として、大発生源工場に対し削減計画に基づき、排出量の削減指導を行うほか、中小発生源工場に対しても削減指導を行う。
- (2) 硫黄酸化物対策として、使用燃料の低硫黄化を一層促進するため、各工場、事業場に対し、燃料の改善指導を強化する。
- (3) ばいじん対策として、工場、事業場に対し、集じん装置等の設置後の点検、指導を行う。
- (4) 炭化水素対策として、その排出状況は握のため、排出実態調査を行い、規制資料を得るとともに、大阪府公害防止条例に基づき、防除装置の設置義務

のある工場に対して、指導、点検を強化する。

3 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を究明する等のため、昨年度に引き続き次のように諸調査を実施するとともに、緊急時の対策を推進する。

- (1) 光化学スモッグの発生源を調査するため、工場、事業場の炭化水素排出実態や排ガス中における大気汚染物質の濃度等の調査を実施する。
- (2) 光化学スモッグを予測し、防止対策に資するため、常時監視のデータ及び自動車排出ガス基礎調査のデータを利用して、光化学スモッグを電子計算機によりシミュレートし、発生機構の解明に努めるとともに、発生源対策の地域やその程度を明らかにする。また、紫外線照射装置を積載した移動測定車により、各種の汚染物質の測定を行う。

なお、光化学スモッグの原因物質及び発生機構を究明するため、環境庁の委託による気象観測の調査研究を実施するとともに、ゴム亀裂法による広域的濃度分布の調査、工場等の排出ガス中における大気汚染物質の排出状況調査を引き続き実施する。

- (3) 光化学スモッグの発生状況を監視するため、窒素酸化物及びオキシダントの測定点を追加する（新設する固定観測局3局に窒素酸化物及びオキシダントの測定機器をそれぞれ設置）。
- (4) 光化学スモッグ緊急時対策として、関係工場に対し、ばい煙排出量の削減措置等を要請、勧告するとともに、立入検査を実施し、必要に応じ緊急の調査班を現地に派遣して調査を実施する。
- (5) 炭化水素系有害物質排出施設に対し、光化学スモッグ対策としての有効な設備基準、原料基準等の設定とそれに伴う必要な措置の検討を進める。

4 大気汚染の常時監視及び緊急時措置

大気汚染状況の常時監視を強化するため、新たに総合観測局を3局設置する。

また、緊急時措置については、情報の伝達をすみやかに行うなど、適切な措置を実施する。

(参考)

大気汚染測定網の整備状況

区分	増設後の局数	備考
光化学スモッグ	オキシダント測定網 61局→64局	左のうち府公害監視センターとのテレメータ局 38局
	窒素酸化物測定網 66局→69局	" 35局
自動車排出ガス	一酸化炭素測定網 46局→49局	" 27局
一般大気汚染	硫黄酸化物測定網 76局→79局 浮遊ふんじん測定網 77局→80局	" 42局 " 43局

第2節 水質汚濁対策

1 法律・条例に基づく規制

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全臨時措置法、（昭和48年法律第110号）、大阪府公害防止条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号）に基づき、関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

2 水質汚濁負荷量削減計画の推進

大阪府環境管理計画及び瀬戸内海環境保全臨時措置法に基づく汚濁負荷量削減目標を達成するため、次のような対策を推進する。

- (1) 生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)に係る汚濁負荷量の削減については、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例により、工場、事業場に対して規制、指導を一層強化する。
- (2) 窒素、リンについては、昨年度に実施した工場、事業場の排出実態調査に引き続き、本年度は、処理技術に関する調査、資料整備を行い、負荷量削減の基礎資料とする。
- (3) 工場、事業場の汚濁排出負荷量を正確には握るために、排水量の連続測定機器の設置について調査、検討を行う。
- (4) 排水処理技術については、染色工業排水等に含まれるポバール等難分解物

質の処理技術の工業化について技術開発を促進する。

3 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、測定基準点を設け、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の測定、監視を行う。

4 下水道整備の実施

公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境を改善するため、寝屋川北部、寝屋川南部、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業及び特定公共下水道事業に対し補助を行い、下水道整備を促進する。

5 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、都市河川浄化事業として、従前から汚濁の著しい河川を対象に、汚泥のしゅんせつを行ってきたが、本年度も引き続き神崎川、堂島川で実施するとともに、東横堀川で浄化水門建設に着手する。

6 河川の管理等

従来から実施している河川パトロールに加えて、昨年度から制度化した河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに、河川敷内への廃棄物の不法投棄防止のため、防護柵の設置を推進する。また、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンスを土木事務所及び工営所に常備する。

なお、年間行事として河川愛護月間を設け、府民に対し、河川愛護精神及び公徳心の高揚を図る。

7 河川環境の整備

河川堤防敷内に堆積するじんかい及び水面に浮遊するじんかいの清掃並びに

雑草刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

8 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内で発生した廃油及び浮遊じんかいの処理を行うとともに、新たに大量流出油事故対策としてオイルフェンスを定置する。

第3節 騒音・振動対策

騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び大阪府公害防止条例に基づき、関係市町村に対する指導を強化して、関係工場、事業場等に対する規制、指導を強力に実施する。

第4節 自動車公害対策

1 総合都市交通体系調査の実施

昨年度に行ったモノレール計画基礎調査に引き続き、本年度は環状モノレール計画の事業化のための基礎調査と新交通システム路線計画の検討を行う。

2 街路交通情勢調査の実施

物資流動調査を実施し、貨物自動車の稼動実態を土地利用及び各施設との関連で分析して、流通施設の合理的な整備計画の策定と関連づけさせながら、大型車の規制等、環境との調和のとれた交通計画作成の基礎資料を整備する。

また、事業所調査、港湾、流通センター等のターミナル調査及び貨物車運行調査を実施する。

3 自動車排出ガス対策の推進

(1) 国における自動車排出ガス減少対策として、一連の規制強化が図られてきたが、その実効を期すため、関係行政機関を通じて、自動車の使用者等に

対し、規制内容の周知徹底を図るとともに、光化学スモッグの発生を防止するため、自動車運行の自粛についての啓発、街頭における検査体制を強化する。

- (2) 従来から府下の主要幹線道路における汚染物質（一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素）の分布状況、気象条件、地理的条件、車種別交通量等の調査を進めてきたが、本年度は、タール、アスベスト等を調査対象に加えて実施するとともに、調査結果の解析を行い、汚染機構の解明に努める。
- (3) 関係機関がそれぞれの分野において自動車排出ガス削減対策を早期に具体化し、実施するように努める。

4 騒音・振動調査の実施

大阪府環境管理計画の騒音に係る環境目標値を達成するための資料を得るために、前年度に引き続き、府下の主要10路線において、自動車の騒音、振動の実態調査を行う。

第5節 航空機公害対策

1 大阪国際空港航空機公害対策の推進

大阪国際空港周辺の航空機公害対策として、次の措置を講じる。

- (1) 航空機騒音の常時測定のほか、航空機公害の実態調査を必要に応じ実施する。
- (2) 関係市が設置する学習、集会等のための共同利用施設（公民館を含む。）に対し、国と同様、その建設費を補助する。
- (3) 航空機騒音の防止対策として、昨年度に引き続き府立柴島高等学校及び府立東淀川高等学校について騒音防止工事を実施するとともに、市町村が行う学校等の公害防止工事に対しても、その負担を軽減するため、市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- (4) 国の制度による移転補償を受けて住宅等の移転を行う者が、移転に要する資金として融資機関から借入れした場合には、融資額300万円を限度として、

年3.65%以内の利子を補給する。

- (5) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。

2 大阪国際空港周辺整備機構への助成

大阪国際空港周辺整備機構が実施する事業に対し、国とともに次の助成を行う。

- (1) 民家防音工事に対する補助
- (2) 再開発整備、代替地造成等の事業に対する補助及び貸付け

3 大阪国際空港周辺整備計画の実施のための調査

大阪国際空港周辺整備計画に基づく具体的な実施計画を策定する。

第6節 地盤沈下対策

1 法律・条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取規制を行うため、規制地域内の関係工場、事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

2 地盤沈下状況の調査の実施

- (1) 府下の地盤沈下の状況を把握するため、昨年度に引き続き水準測量調査を実施するとともに、観測井戸により地下水位及び地盤沈下の状況を観測する。
- (2) 大阪府環境管理計画に基づき、局部的な地盤沈下が著しい泉州地域について、地盤沈下を起さない地下水の採取量（安全採取量）の検討を行うため、昨年度に引き続き必要な土質等の基礎的な調査を実施する。

3 代替水の供給及び受水施設整備に対する助成

東大阪地域の上水道用地下水のくみ上げ抑制については、関係市（東大阪市、八尾市、大東市及び四条畷市）に対し、代替水を供給するため、昨年度に引き

続き府営水道受水施設整備事業について補助を行う。

4 都市河川地盤沈下対策の実施

平野川分水路の下流端に排水機場を設け、内水の水位低下を図り、地盤沈下地域の排水を良くするため、排水機場の用地の確保を図る。

第7節 廃棄物処理対策

1 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物の適正な処理を図るために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び昭和49年7月に策定した大阪府産業廃棄物処理計画に基づき、次のような対策を推進する。

(1) 広域的な立場から産業廃棄物の最終処分地を確保するため、堺第7—3区(約280万m²)において、引き続き海面埋立処分施設(えん堤)整備事業を実施する。

(2) 昭和46年2月、大阪市と共同で設立した財團法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として廃棄物の広域処理対策事業を実施することとし、当分の間、府域から排出される土砂、がれき、及びこれに類する廃棄物で直接埋立処分可能なものの最終処分事業を実施する。

なお、同公社の運営について昨年度に引き続き助成措置を講じる。

(3) 産業廃棄物の適正な処理を図るため、事業者責任を基本とする関係法令の趣旨に沿って、排出事業者に対し、適正な処理が行われるよう指導を徹底するとともに、産業廃棄物処理業者についても指導、監視を強化する。

2 一般廃棄物処理対策

一般廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るため、市町村が行う廃棄物処理施設の新・増設及び改造に対し、助成措置を講じるとともに、最終処分地からの公害防止のための汚水処理施設、えん堤についても引き続き助成を行う。

第8節 農林・水産・畜産公害対策

1 農林・水産・畜産公害対策の実施

農林、水産及び畜産業関係の公害対策として、昨年度に引き続き、次のような事業及び調査研究を行う。

- (1) 漁場及び漁港水域における清掃事業の実施
- (2) 漁場環境等に関する調査研究
- (3) 漁場環境の常時監視
- (4) 残留農薬に関する調査研究
- (5) 農作物等の環境適応に関する調査研究
- (6) ウィンドレス（無窓）畜舎における飼養管理に関する調査研究
- (7) 畜産経営環境保全総合整備事業の実施
- (8) 畜産業に伴う公害の防止試験の実施

2 農業用水及び土壤汚染対策の実施

都市排水の増加により、農作物被害が増加している区域の水源転換用排分離水路の新設改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、農林省の委託により都市污水による農業用水の汚濁を防ぐため、農業被害の著しい三島地区を対象に除去施設を設置して、除去効果の測定、除去施設からの処理用水による土壤、作物に与える影響等除去施設の効果を検討し、農業用水の保全のための基礎資料を得る。

なお、農林技術センターにおいて引き続き土壤汚染調査を実施する。

第9節 自然環境保全対策

1 法律・条例に基づく規制等

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）に基づき、自然環境の保全を図るために、規制地域内で建設行為等を行う者に対する規制、指導を行う。

また、条例に基づき、自然環境の保全と回復の状況のは握と必要な指導に当たる自然環境保全指導員制度を強化する。

2 自然環境保全対策

失なわれて行く自然と緑の生活環境を守り、積極的に自然の回復に努めるため、次の諸施策を実施する。

- (1) 府政百年記念事業として、引き続き「府民の森」の造成を行い、本年度は北部林苑を重点的に整備する。
- (2) 緑化樹等の養成を行い、公共施設等に無償配付する。
- (3) 森林資源の造成と緑地の保全を図るため、民有地に分収契約による地上権を設定し、造林事業を実施するとともに、契約期限の到来する森林について、引き続き緑を確保するため、逐次、借地制度に切り換え森林の保全を図る。
- (4) 土壤養分に乏しい不良成育林地を改良し、森林造成を行うほか、保安林整備計画により指定された水源かん養保安林を造成する。
- (5) 金剛山伏見地区、室池集団施設地区等、自然公園の施設整備を行うとともに、明治の森・箕面、金剛生駒国定公園、東海道自然歩道等、自然公園の管理事業を実施する。
- (6) 職場、家庭等の生活環境にうるおいを取りもどすため、引き続き花と緑の運動を推進する。
- (7) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）に基づき、野生鳥獣の保護、繁殖を図り、適正な狩猟を行うことにより自然環境保全に努める。
- (8) 水産資源の維持培養を図るため、高級魚介類の稚魚生産技術の開発研究、淡水魚の品種改良、養魚技術の開発研究等を行うとともに、稚魚の放流を実施する。

第10節 環境保健対策

1 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の

助言を得て、次の調査研究を行う。

- (1) 大気汚染が進行している地域及び今後進行が予想される地域の40歳以上の住民を対象に呼吸器系疾患を中心とした医学的調査を引き続き実施するとともに、複合大気汚染が健康に及ぼす影響について、動物実験並びに疫学的、臨床医学的調査を行い、府下における複合大気汚染の健康被害に関する指標を得るための研究を実施する。
- (2) 昨年度に引き続き窒素酸化物の生体影響を解明するため、一酸化窒素の動物曝露による急性、亜急性影響を主とした調査研究を行う。
- (3) 工場等から排出される汚染物質による局地的な環境汚染問題について、工場等周辺住民の健康調査を実施する。
- (4) 光化学スモッグの健康被害に関する疫学、臨床学的調査を実施するほか、被害発生時に現地調査を行う。
また、光化学スモッグの動物曝露による人体影響に関する調査研究を行う。
- (5) 昭和47年度に実施した豊中市南部におけるP C B汚染地域住民の健康調査結果では急性のP C B中毒症状と疑われる症例は認められなかったが、昨年度に引き続き念のため、なお1年間の経過観察を実施する。
また、食品、母乳、医薬品、上水道水源、湖沼等の微量有害物質による汚染調査を実施するとともに、人体への影響について研究を行う。
- (6) 環境汚染による健康被害の予防、治療及び調査研究体制の組織一元化を図るため、昨年度に引き続き調査、検討を進める。

2 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から、地域の特性に応じた環境汚染による人体影響に関連する各種の調査、衛生教育等を実施するため、昭和45年度から府下22保健所（豊中、吹田、布施、八尾、守口、枚方、寝屋川、藤井寺、泉大津、岸和田、茨木、枚岡、高槻、四条畷、池田、門真、富田林、泉佐野、狹山、尾崎、和泉、貝塚）に公害担当職員を順次配置してきたが、本年度は新設された松原保健所に公害担当職員を配置する。

3 公害健康被害補償法の施行等

- (1) 公害健康被害者の公正、迅速な保護を図ることを目的とする公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）の施行（昭和49年9月1日）に伴い大阪市西部、豊中市南部、堺市西部及び吹田市南部が適用地域に指定されているが、本年度は、大阪市の現指定地域以外の地域のほか、これらの地域に隣接する地域についても関係市町村との連係のもとに、指定地域の拡大について国に対し働きかける。
- (2) 補償対象の指定疾病患者が死去した場合、関係市とともにその遺族に対し見舞金を支給する。

第11節 公害防止のための助成

1 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置、改善又は工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

融資目標額	35億円
融資限度額	原則として2,000万円
ただし、無担保融資350万円	
融資期間	7年以内
- (2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業に対し、中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）による中小企業高度化資金を積極的に活用して資金貸付けを行う。
- (3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備に係る貸付については、一定期間いつでも申込みができるよう便宜を図るほか、優先的に貸付けを行う。
- (4) 中小企業合理化機械月賦販売制度については、今後さらにあっせんする機種等の指定を拡大する。

2 市町村の公害防止行政等に対する助成

(1) 公害観測車等の整備に対する補助

市町村が、公害観測車、公害監視パトロール車及び各種測定機器を整備する場合には、その購入に必要な経費の1/2以内を補助する。

(2) 公害検査分析機器の整備に対する補助

大阪府公害防止条例に基づき大気汚染、水質汚濁に係る規制権限を委任した市に対し、ガスクロマトグラフィ質量分析計及び原子吸光光度計の整備に必要な経費の1/2以内の額を補助する。

(3) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づき、事務委任をした市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

(4) 水銀等被害中小企業緊急融資利子補給事業に対する補助

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和48年法律第100号）に基づき、市町村が行う金融措置について利子補給を行う。

3 中小企業における公害防止技術の研究に対する助成

中小企業の実情に即した公害防止対策を推進するため、中小企業が協同組合単位で行う研究事業及び財団法人関西産業公害防止センターが行う公害防止技術の研究事業に対して助成措置を講じる。

第12節 公害防止技術の開発及び指導

1 公害防止技術の開発等

本年度は次のテーマを選び研究開発を行う。

(1) イオン表面処理法の実用化に関する研究

(2) 中小メッキ工場用クローズド・システムのためのユニット・プロセスの開発

(3) 高速製織時における織機綿じん処理技術の開発

- (4) 節水型洗浄技術の開発
- (5) 放射線利用による環境汚染に関する研究
- (6) 界面活性剤含有排水の処理に関する研究（泡沫分離の吸着法による界面活性剤の除去）
- (7) ゴム廃棄物の再資源化に関する研究（ゴム廃棄物からの接着剤の開発）

2 公害防止技術の相談・指導

府立工業技術研究所の公害防止相談室において、公害防止技術についての相談・指導等を行うほか、公害発生のおそれがある企業又は公害防止の技術指導を必要とする企業に対し、巡回技術指導を実施する。

3 公害防止技術者の養成

中小企業における公害防止体制の強化を図るため、各種の技術者研修を実施する。

第13節 公害の監視・検査・分析・研究体制の拡充

1 公害監視センター検査・分析機能の充実

公害試料の分析機能の充実を図るために、公害監視センターの増築及び設備の整備を図ってきたが、本年度も検査分析機器を充実し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の検査、分析業務を積極的に推進する。

2 環境科学センター（仮称）の設立準備等

公害関係調査研究体制を整備強化するための施策の一環として、現公害監視センターを発展改組し、新たに環境科学センター（仮称）を設置するため、本年度も引き続きその準備を進める。

なお、既存の公害関係調査研究機関（公害監視センター、放射線中央研究所、公衆衛生研究所、工業技術研究所、農林技術センター等）相互の連絡を図り、より効果的な調査研究の推進に努める。

第14節 その他の公害防止対策

1 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情、相談については、公害室各課、府の各保健所、府警察本部公害課及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連係を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

2 大阪府公害審査会の運営

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）による大阪府公害審査会を設け、その処理に努めているが、本年度は継続中の調停等の事案の手続きを進めるとともに、新たに調停等の申請があつた場合には、その事案の早期処理に努める。

3 公害モニター制度の運営

府公害モニター制度（昭和44年11月発足）を次のように運営する。

- (1) 公害モニター担当地区の公害発生状況等に関し、報告及び意見を求める。
- (2) 研修会等を実施して公害に関する情報を提供することにより、モニター活動の円滑化を図る。

4 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、公害防止管理者等の選任が義務づけられている特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

また、通商産業省の委託を受けて、同法第7条に規定する資格を認定する講習を引き続き実施する。

5 環境計量証明事業及び環境計量士の登録事務の実施

計量法の一部改正（昭和50年3月15日施行）による環境計量証明事業の事業登録制度及び環境計量士制度の創設に伴い、これらの登録事務を実施する。

6 公害防止に関する知識の普及

府民及び事業者に対し、公害に関する知識の普及を図るため、府公害防止条例集の配付、公害白書の刊行及び公害防止に関する啓発パンフレットの発行、環境月間の設定に伴う諸行事の実施等の措置を講じる。

付 錄 昭和50年度公害関係当初予算(関連事業を含む)一覧

(1) 公害関係予算(部別)

(単位 千円)

部 別	50 年 度	49 年 度	増 減
企 画 部	20,523	17,203	3,320
生 活 環 境 部	12,799,028	8,993,976	3,805,052
衛 生 部	412,513	361,419	51,094
商 工 部	1,335,518	1,367,953	△32,435
農 林 部	2,151,046	1,807,713	343,333
土 木 部	23,040,955	24,436,226	△1,395,271
建 築 部	74,884	155,640	△80,756
水 道 部	4,115,756	4,127,193	△11,437
公 安 委 員 会	1,521,196	1,028,605	492,591
教 育 委 員 会	202,390	362,523	△160,133
合 计	45,673,809	42,658,451	3,015,358

(2) 公害関係予算(種目別)

(単位 千円)

区分	事業名	50年度	49年度	増減	摘要
大気汚染対策	大気清浄化計画実施費	18,412	17,849	563	大気汚染物質削減計画実施費
	大気汚染防止規制指導費	13,775	14,125	△350	大気汚染防止法等施行費
	学校等公害防止施設整備事業費	230,000	130,000	100,000	大気汚染防止施設整備資金貸付金
	一般廃棄物処理施設整備市町村補助金	555,100	343,000	212,100	洗浄集じん装置設置費補助金
	公害防止装置設置事業債利子補給金	224,980	—	224,980	洗浄集じん装置債利子補給金
	悪臭防止規制指導費	1,650	1,638	12	悪臭防止法等施行費
	自動車排出ガス対策費	14,368	15,908	△1,540	自動車排出ガス対策推進費 5,814千円 自動車排気ガス装置触媒取替費 8,554千円
	舗装道新設費	1,142,000	1,309,800	△167,800	
	道路改良費	577,000	891,000	△314,000	
	交通安全施設等整備費	1,644,581	1,116,838	527,743	交差点改良 9か所 58,000千円 横断歩道橋の設置 6か所 109,000千円 交通管制センターの強化拡充 657,659千円 地域制御化区域の拡大 577,654千円 信号機の系統化 242,268千円
小計		4,421,866	3,840,158	581,708	

区分	事業名	50年度	49年度	増減	摘要
水質汚濁対策	水質汚濁負荷量削減計画実施費	9,100	10,785	△1,685	水質汚濁物質削減計画策定費
	一般廃棄物処理施設整備市町村補助金	221,000	166,000	55,000	し尿処理施設整備費補助金
	水質汚濁防止規制指導費	12,804	13,529	△725	水質汚濁防止法等施行費 10,502千円 瀬戸内海環境保全臨時措置法施行費 2,302千円
	漁業公害対策費	219,114	219,267	△153	漁業公害対策資金貸付金 200,000千円 漁業保全対策費 17,614千円 漁港管理費 1,500千円
	下水道整備費	15,881,208	17,552,700	△1,671,492	流域下水道費 13,269,208千円 公共下水道費 2,527,000千円 特定公共下水道費 85,000千円
	都市河川浄化事業費	188,000	188,000	0	
	船舶廃油処理場維持費	64,318	4,000	60,318	
	港湾施設改修費	100,000	0	100,000	堺・泉北港オイルフェンス設置費
	公営住宅汚水処理対策費	0	7,070	△7,070	
	公害取締対策費	1,020	660	360	水質検査委託料
	浄水場汚泥処理設備建設費(特別会計)	2,201,418	2,368,205	△166,787	水道事業会計(村野・庭窪) 1,276,352千円 工業用水道事業会計 (大庭・三島・庭窪) 925,066千円

区分	事業名	50年度	49年度	増減	摘要
水質汚濁対策	府立学校汚水排水対策費	0	83,500	△83,500	
	小計	18,897,982	20,613,716	△1,715,734	
騒音・振動対策	大阪国際空港周辺対策費	255,315	116,923	138,392	共同利用施設建設費補助金 149,850千円 公民館建設費補助金 101,000千円 住宅等移転補償利子補給金 2,958千円 事務費 1,507千円
	大阪国際空港周辺整備機構助成費	2,697,919	162,874	2,535,045	事業資金貸付金 2,277,500千円 代替地造成事業費補助金 66,500千円 民家防音工事費補助金 353,511千円 事務費 408千円
	学校等公害防止施設整備事業費	960,000	1,132,000	△172,000	航空機騒音防止施設整備資金貸付金 700,000千円 自動車騒音防止施設整備資金貸付金 70,000千円 府立高等学校騒音防止施設整備費 190,000千円
	舗装道改修費	1,068,000	975,000	93,000	
	騒音・振動規制指導費	2,411	2,153	258	騒音・振動規制法等施行費
	公営住宅騒音対策費	35,000	98,170	△63,170	防音(二重窓)工事費
	小計	5,018,645	2,487,120	2,531,525	
	地盤沈下規制指導費	2,024	1,959	65	工業用水法等施行費
地盤沈下対策	上水道地盤沈下対策費	299,099	229,129	69,970	代替受水施設整備費補助金

区分	事業名	50年度	49年度	増減	摘要
地盤沈下対策	都市河川地盤沈下対策費	100,000	30,000	70,000	
	地盤沈下対策事業費 (特別会計)	1,914,338	1,758,988	155,350	第3次工業用水道事業費 1,092,413千円 第4次工業用水道事業費 821,925千円
	小計	2,315,461	2,020,076	295,385	
土壤汚染対策	農用地土壤汚染対策費	71,160	40,260	30,900	水質障害対策事業費 68,760千円 農業用水汚濁物質除去試験費 2,000千円 水質汚濁農業被害実態調査費 400千円
	小計	71,160	40,260	30,900	
廃棄物対策	一般廃棄物処理施設整備市町村補助金	72,000	167,000	△95,000	ごみ処理施設整備費補助金
	産業廃棄物広域処理対策事業費	3,063,626	3,182,728	△119,102	海面埋立処分施設(えん堤) 整備費 3,016,000千円 産業廃棄物処理公社補助金 22,600千円 産業廃棄物処理公社事業資金貸付金 20,000千円 事務費 5,026千円
	一般廃棄物処理指導監督費	10,238	6,238	4,000	市町村指導監督費 5,238千円 衛生管理協同組合共同事業費補助金 5,000千円
	産業廃棄物処理指導監督費	43,649	31,538	12,111	処理業者等指導監督費
	道路環境整備費	332,460	274,800	57,660	
	公害取締対策費	576	420	156	産業廃棄物検査委託料

区分	事業名	50年度	49年度	増減	摘要
廃棄物対策	府立学校廃棄物対策費	0	5,850	△5,850	
	小計	3,522,549	3,668,574	△146,025	
新種公害対策	電波障害防止対策費	39,884	50,400	△10,516	テレビ受信障害に対する共同アンテナ設置費
	小計	39,884	50,400	△10,516	
調査	放射線利用環境汚染研究費	20,523	17,203	3,320	放射線利用による元素分析方法の研究
	公害基本対策費	26,474	23,060	3,414	公害行政総合調整費 25,774千円 公害防止管理者等資格認定講習実施費 700千円
	公害モニター運営費	10,905	10,309	596	公害モニター327人 (中学校区に1人)
	公害紛争処理費	3,690	3,430	260	公害審査会運営費
	公害防止計画進行管理費	6,804	6,604	200	公害防止計画等修正改定費
研究	公害現況等調査費	13,945	17,405	△3,460	地域別いおう酸化物汚染状況調査費 5,590千円 燃料使用量調査費 392千円 地域別降下ばいじん調査費 5,795千円 浮遊粉じん環境調査費 2,168千円
	光化学スモッグ対策費	44,836	87,906	△43,070	総合調整費 3,279千円 被害発生時緊急調査費 1,890千円 発生源工場等実態調査費 3,706千円 原因物質究明地上調査費 12,455千円 緊急時対策特別調査費 10,000千円 発生原因解明費 6,600千円 光化学スモッグ人体影響調査費 6,906千円

区分	事業名	50年度	49年度	増減	摘要
調査研究	自動車排出ガス対策費	19,122	7,369	11,753	道路汚染調査費
	水質汚濁負荷量削減計画実施費	15,000	0	15,000	工場排水処理技術調査研究費
	騒音振動対策費	4,078	9,475	△5,397	自動車騒音振動実態調査費
	航空機公害対策費	3,000	5,000	△2,000	大阪国際空港周辺整備計画策定調査費
	大気水質調査研究費	7,340	6,827	513	大気調査研究費 3,720千円 水質調査研究費 3,620千円
	地下水安全採取量調査費	15,000	10,000	5,000	泉南地域の土質試験等
	廃棄物処理調査研究費	26,000	15,000	11,000	一般廃棄物分別収集等調査研究費 6,000千円 コンクリート固化型化調査研究費 20,000千円
	環境科学センター(仮称)建設事業費	64,030	24,380	39,650	環境公害情報システム調査研究費 2,000千円 設立準備費 2,000千円 特別高圧受変電施設工事費等 60,030千円
	公害人体影響調査費	17,519	19,493	△1,974	大気汚染人体影響調査費 5,451千円 大気汚染地区住民健康調査費 7,836千円 騒音、臭気、ばい煙等による被害調査費 4,232千円
	P C B 等対策調査費	39,972	42,659	△2,687	水道水源、食品などのP C Bなどによる汚染分布状況調査費
	有害食品特別対策費	22,642	20,077	2,565	主要食品の有害金属検査費

区分	事業名	50年度	49年度	増減	摘要
調査研究	公害衛生研究費	17,412	24,912	△7,500	公衆衛生研究所公害衛生研究費
	公害保健調査研究体制整備費	2,000	2,000	0	
	窒素酸化物影響調査費	3,211	3,133	78	動物実験による生体影響調査費等
	公害対策指導研究費	9,900	9,000	900	イオン表面処理(メッキ)技術の実用化に関する研究費
研究	公害防止技術研究費	41,692	21,200	20,492	高速製織時における織機綿じん処理技術の開発費 2,850千円
					非用水型染色加工技術研究費 1,842千円
研究	漁業公害研究費	116,799	22,151	94,648	水溶性有機物質の除去法に関する研究費 20,000千円
					中小メッキ工業用クローズドシステムのためのユニットプロセスの開発研究費 17,000千円
					海洋公害調査費 17,401千円
					漁場環境調査費 3,917千円
研究	漁業公害研究費	116,799	22,151	94,648	公害調査施設整備費 7,320千円
					温排水利用施設整備費 82,176千円
					漁業公害対策試験費 5,147千円
					汚水魚試験調査費 838千円

区分	事業名	50年度	49年度	増減	摘要
調査研究	農作物公害研究費	18,676	19,472	△796	農作物に対する公害試験研究費
	畜産公害研究費	11,206	12,935	△1,729	家畜排泄物処理技術試験研究費 9,864千円 畜舎悪臭物質測定試験費 1,342千円
	農業公害研究体制整備費	29,183	16,260	12,923	実験室整備工事費 28,183千円 試験室等排水処理施設設計調査費 1,000千円
	土地利用調査費	50,000	70,000	△20,000	
	総合都市交通体系調査費	24,000	33,600	△9,600	
	街路交通情勢調査費	54,000	0	54,000	
	学校公害実態調査費	3,166	4,945	△1,779	環境衛生検査器具購入費 3,066千円 学校公害研究校補助金 100千円
	交通公害調査費	28,100	13,237	14,863	交通調査費 21,886千円 交通公害測定機器購入費 6,214千円
	小計	770,225	579,042	191,183	
監視・測定	公害防止条例委任事務費	65,756	42,498	23,258	市町村交付金等
	公害観測車等整備費補助金	47,200	47,150	50	市町村補助金
	公害室場分室運営費	35,852	31,072	4,780	管理運営費等

区分	事業名	50年度	49年度	増減	摘要
監視	公害監視センター運営費	264,151	239,561	24,590	管理運営費 72,395千円 検査分析機器等整備費 41,000千円 大気汚染常時監視費 86,796千円 水質汚濁常時監視費 7,422千円 大気検査業務費 27,221千円 水質検査業務費 14,725千円 騒音振動検査業務費 14,592千円
	大気汚染観測局整備費	113,206	79,549	33,657	大気汚染総合観測局設置費等 新設 3カ所 移設 1カ所
	公共用海域常時監視費	96,231	80,231	16,000	河川海域水質常時監視費
	航空機騒音対策費	5,322	4,552	770	航空機騒音常時監視費
	地盤沈下規制指導費	39,180	30,580	8,600	地盤沈下量測定費 13,280千円 水準点測量費 25,900千円
	苦情相談処理費	6,456	5,936	520	大気、水質、特殊公害苦情相談処理費
	漁業公害監視費	2,550	3,504	△954	漁業公害調査指導事業
	公害取締対策費	5,365	3,950	1,415	公害関係事犯採証機器整備費
	小計	681,269	568,583	112,686	

区分	事業名	50年度	49年度	増減	摘要
公 害 保 健 対 策	公害健康被害補償法施行費	2,561	53,105	△50,544	公害病認定患者死亡見舞金 2,000千円 公害健康被害補償法施行費 561千円
	大阪国際空港周辺対策費	3,360	0	3,360	鼻出血医療費補助金
	保健所公害業務費	3,752	13,478	△9,726	公害担当職員配置費 23保健所
	光化学スモッグ対策費	9,224	6,228	2,996	学校環境緑化推進費 9,000千円 酸素吸入器等設置費 224千円
	小計	18,897	72,811	△53,914	
中 小 企 業 対 策	中小企業公害防止資金特別融資促進費	3,182,518	2,435,288	747,230	融資目標 35億円 貸付利率 年 9.4% 貸付期間 7年 利子補給 小企業 年 8.4% 中企業 年 7.4%
	公害防止技術向上対策費	10,436	7,196	3,240	1. 公害防止技術者養成事業費 4,596千円 2. 公害防止技術指導相談費 990千円 3. 公害防止推進研究会助成費 1,000千円 4. 公害防止巡回技術指導費 850千円 5. 中小企業者の手引(公害編)刊行費 3,000千円
	(財)関西産業公害防止センター補助金	3,000	0	3,000	分析技術開発研究費

区分	事業名	50年度	49年度	増減	摘要
中小企業対策	水銀等被害中小企業緊急融資利子補給金	5,130	6,957	△1,827	
	公害防止資金貸付金(特別会計)	965,360	1,023,600	△58,240	公害防止設備設置資金貸付金 高度化資金 615,360千円 設備近代化資金 350,000千円
	小計	4,166,444	3,473,041	693,403	
関連都市施設等整備	工場適正分散化促進費	500,000	500,000	0	工場移転跡地買上資金貸付金
	花と緑の運動推進事業費	20,707	28,096	△7,389	花木等の植樹推進費 6,967千円 花と緑の運動推進啓発費 13,740千円
	公園緑地整備費	1,741,025	1,838,757	△97,732	都市公園整備費 1,581,025千円 緑化事業費 100,000千円 淀川河川敷公園整備費 60,000千円
	緑道整備事業費	318,000	265,000	53,000	
	河川環境整備費	990,960	781,049	209,911	
	港湾環境整備費	217,084	86,000	131,084	
	小計	3,787,776	3,498,902	288,874	
自然環境保護	府民の森整備費	772,740	767,703	5,037	
	環境緑化推進費	311,143	213,583	97,560	緑化樹養成

区分	事業名	50年度	49年度	増減	摘要
自然環境保護	鳥獣保護事業費	20,400	17,908	2,492	
	栽培漁業推進費	11,022	9,550	1,472	稚魚放流
	内水面増殖費	6,372	6,113	259	稚魚放流
	府行造林事業費	121,502	95,217	26,285	
	特殊林地改良事業費	26,824	15,554	11,270	
	水源林造成事業費	32,650	25,100	7,550	
	自然環境保全費	256,330	198,669	57,661	
	小計	1,558,983	1,349,397	209,586	
民間企業団体実施事業	中小企業集団化事業貸付金	300,000	300,000	0	中小企業団地開発協会貸付金
	畜産経営環境保全施設整備費	70,415	70,415	0	畜舎環境整備費補助金
	森林造成事業	32,253	25,956	6,297	造林事業費補助金
	小計	402,668	396,371	6,297	
合計		45,673,809	42,658,451	3,015,358	